

電子契約サービス 事業者向け説明会

2025/12/10 ①13:30～

②15:00～

大津市民文化会館

次第

1. 挨拶

大津市総務部契約検査課長

2. 電子契約サービス（クラウドサイン）について 弁護士ドットコム株式会社

3. 事業者向け説明

大津市総務部契約検査課

4. 質疑応答

電子契約サービス

事業者向け説明会

2025/12/10(水)13：30～

15：00～

電子契約について

- ① 電子契約対象の案件とは
- ② 受注者側で電子契約に必要なもの
- ③ 契約時の流れ
- ④ 契約時の各種提出データ・書類
- ⑤ 電子契約時の契約日・着工日（着手日）
- ⑥ 今後の展開について

① 電子契約対象の案件とは

契約金額と業務内容別の契約書類

	業務内容（工事または工事に係る測量などの委託業務）	業務内容（左記以外）
契約金額税込 200万円超え	工事請負契約書、委託契約書	委託契約書など
契約金額税込 200万円以下	請書など	業務委託書、発注書など

1月以降に大津市と大津市企業局が入札の募集・公告等を行う建設工事及び委託（測量並びに工事に係る補償積算、調査及び設計の委託に限る。）が対象ですが、受注者からの「電子契約利用申出書」の提出が無い限りは、従来通り紙の契約書での契約締結となります。変更契約書も電子契約の利用が可能です。

請書は電子契約の対象外であり書面提出が必要ですが受取にはメールをご利用いただけます。

② 受注者側で電子契約に必要なもの

◎インターネット環境とメールアドレスのみ

メールアドレスは社内規定等により契約締結権限を持つ者であれば、必ずしも代表者である必要はありません。

※電子契約利用申出書で担当者（任意）と契約締結権限者（必須）を申出ください。

※**フリーメールアドレスはお控えください。**

※利用するメールアドレスについては、外部からのメール

<クラウドサイン：**support@cloudsign.jp** >を受信できるよう設定をお願いします。

※大津市に提出している指名願いのメールアドレスと一致する必要はありません。

③ 契約時の流れ

(受注者) 落札後速やかに電子契約利用申出書のほか必要書類データを提出

- ⇒ (大津市) 電子契約サービス上に契約書データをアップロード
- ⇒ (受注者) 受信したメールに記載の URL リンクから契約内容を確認し承認
- ⇒ (大津市) 契約内容の最終確認・締結 (タイムスタンプ)
- ⇒ (クラウドサイン) 「●の合意締結が完了しました」メールを自動配信
- ⇒ (受注者) (大津市) 上記のメールから契約書をダウンロードし・保管

※印刷する場合は合意締結証明書も印刷すること

④ 契約時の各種提出データ・書類

以下の表で○の表示のあるものを契約担当課まで提出してください。

	工事	工事に係る測量などの委託
電子契約利用申出書	○	○
契約保証	○（免除の場合を除く）※	----
建設リサイクル法別紙	○（対象の工事のみ提出）	----
建築士別紙	----	○（対象の業務のみ提出）
現場代理人・主任技術者等届	○	----
前払金保証	○（辞退の場合は辞退届提出）※	----
前払金請求書	請求する場合は押印し書面提出	----

※電子化されていない契約保証および前払金保証の証券は書面提出のみ

現金納付の場合、契約保証金納付書はメール可ですが、発行される納付書は窓口受取のみ

⑤ 電子契約時の契約日・着工日（着手日）

アップロードする契約書には、特段の事情がない限り、

契約締結日（落札日の7日後）とします。

電子契約サービス上のタイムスタンプが前後しても、

契約締結日は変わりません。

例) R8.2.3(火) ⇒ R8.2.10(火) ⇒ R8.2.11(水) ⇒ R8.2.12(木)
落札 契約締結日 祝日閉庁日 着工日（着手日）

※着工日（着手日）は契約締結日の翌開庁日です。

着工届（着手届）の工事（業務）期間にご留意ください。

⑥ 今後の展開

大津市ではD X推進の一環として、令和8年1月より工事等の一部の契約について電子契約サービスを導入します。令和7年度中の対象案件の拡大予定はありませんが、今後のサービスの利用件数の推移や社会情勢等により、役務業務等へも対象案件の拡大を進めたいと考えています。皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。